

エコフィード緊急増産対策事業実施要領

平成20年4月1日付け19生畜第2396号
農林水産省生産局長通知

改正 平成23年4月1日付け22生畜第2459号

第1 趣旨

エコフィード緊急増産対策事業実施要綱（平成20年4月1日付け19生畜第2395号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業については実施要綱によるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業実施主体等の要件

実施要綱別表1の事業実施主体欄の生産局長が別に定める要件は、事業種類ごとに次に掲げるとおりとする。

1 地域資源活用型エコフィード増産推進事業

（1）本事業の事業実施主体となる「TMRセンター」とは、混合飼料製造施設を運営する飼料製造業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア 農業協同組合又は農業協同組合連合会

イ 畜産公社

ウ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社

エ 農事組合法人

オ 3戸以上の農業者が組織する営農団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）

カ 3戸以上の農業者が総株主の議決権の過半数を有する株式会社又は3戸以上の農業者が業務執行社員の過半数を占める持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの

キ TMRセンターと、当該TMRセンターが本事業における取組により製造する混合飼料を利用する3戸以上の農業者（その総利用量が当該製造される混合飼料の製造総量の過半を占めるものに限る。）とが連携して組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）

（2）TMRセンターは、天候や景気の影響等による食品残さ等の供給量減少リスクの軽減を図るため、複数の食品残さ等の供給先と供給契約等を締結するものとする。

（3）TMRセンターは、組織の構成員、食品産業者、畜産農家等との間でエコフィード利用推進に関する認識を共有し、適正かつ円滑な取組の推進を図るものとする。

（4）TMRセンターは、本事業の実施期間終了後においても、地域資源の継続的な利用の推進に努めるものとする。

2 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業

(1) 本事業の事業実施主体となる地域協議会は、配合飼料原料としてエコフィードの利用量の増加に努めること等を趣旨とする規約を定め、食品残さ等飼料化業者及び配合飼料メーカーが連携して設立された地域協議会（代表者、組織及び運営についての定めがあるものに限る。）とする。また、地域協議会を構成する食品残さ等飼料化業者及び配合飼料メーカーは、次の要件を満たすものとする。

ア 食品残さ等飼料化業者は、次に掲げるいずれかの者とする。

(ア) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）に基づく登録再生利用事業者として登録された者。

(イ) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）に基づく飼料の製造業者の届出を行っている者（以下「飼料製造業者」という。）

イ 配合飼料メーカーは、飼料安全法に基づく飼料の製造業者又は販売業者の届出を行っている者であって、次に掲げるいずれかの者とする。

(ア) 関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）により承認を受けた製造工場（以下「承認工場」という。）及び承認工場を経営するメーカー又はその系列の配合・混合飼料工場

(イ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、公社（地方公共団体が出資又は出えんを行っている公益法人であって、農業関係の業務を行っているものに限る。）並びに農業者の組織するものであって、代表者及び構成員の定めがあり、会計に関する規程が整備されている団体又はこれらが経営する配合・混合飼料工場

(ウ)(ア)及び(イ)の工場に飼料の製造を委託し、販売する者

(2) 地域協議会は、組織の構成員との間で本事業の緊急性及び重要性について共通の認識を醸成するものとし、当該地域協議会の行う事業実施期間終了後以降においても連携の下での継続的なエコフィードの使用増加に努めるものとする。

(3) 地域協議会が事業実施の対象とする地域は、エコフィードの生産拡大及びこれらを原料とした配合飼料の販売量の拡大を行うため、構成員である食品残さ等飼料化業者及び配合飼料メーカーが、原料の確保、販売戦略等について協調的かつ有機的に活動することができる範囲とする。

(4) 地域協議会は、(1)に掲げる構成員のほか、地域の行政機関、配合飼料実需者団体等の参画に努め、本事業によるエコフィードの生産・利用拡大への取組についての透明性を確保するものとする。

(5) この他、必要な要件等については別紙3のとおりとする。

3 マッチング・システム構築事業

(1) 本事業の事業実施主体となる地域資源マッチング協議会（以下「マッチング協議会」という。）は、地域の食品関係団体と畜産関係団体が連携して組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定の定めがあるものに限る。）とする。

(2) マッチング協議会は、組織の構成員との間でエコフィード利用推進に関する認識を共有し、適正かつ円滑な取組の推進を図るものとする。

(3) マッチング協議会は、本事業の実施期間終了後においても、未利用資源の継続的なマッチングの推進に努めるものとする。

4 地域未活用資源飼料化確立支援事業

(1) 本事業の事業実施主体となる地域未活用資源飼料化協議会(以下「飼料化協議会」という。)は、地域の食品産業者、畜産農家等及び学識経験者(試験研究機関)等が連携して組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規定の定めがあるものに限る。)とする。

(2) 飼料化協議会は、組織の構成員との間でエコフィード利用推進に関する認識を共有し、適正かつ円滑な取組の推進を図るものとする。

(3) 飼料化協議会は、本事業の実施期間終了後においても、地域資源の継続的な利用の推進に努めるものとする。

5 エコフィード利用畜産物認証制度構築事業

本事業の事業実施主体は次の要件を満たすものとする。

(1) エコフィードの普及・推進について十分な知見を有する全国規模の民間団体であること。

(2) 消費者、食品産業者、畜産農家等、広い業界からの意見の集約が可能であり、全国的な視点で課題の検討及び普及・推進が可能であること。

第3 事業要件等

1 実施要綱第4の1の(2)から(4)まで及び2の(1)事業の要件等は、下表のとおりとする。

事業の種類	要件等
1 地域資源活用型エコフィード増産推進事業 (2) 食品残さ等の利用拡大促進 (3) 飼料作物の生産・利用拡大促進 (4) 地域飼料資源利用体制の整備支援	別紙1-1による。 別紙1-2による。 別紙1-3による。
2 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業 (1) エコフィードの生産・利用の拡大	別紙2-1による。

2 実施要綱第4の2の(2)の生産局長が定める整備対象要件は別紙2-2に掲げるとおりとする。

第4 事業実施手続

1 実施要綱第6の1の事業実施計画については、事業種類ごとに下表に掲げる様式により作成し、(1)から(4)までの事業については、原則として事業実施主体の所在地を所管する地方農政事務所を經由して(地方農政事務所が存在しない府県にあっては直接)地方農政局長(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)に、(5)の事業につ

いては生産局長に、それぞれ提出して、その承認を受けるものとする。

事業の種類	事業実施計画
(1) 地域資源活用型エコフィード増産推進事業	
ア 地域未利用資源の利用促進	別記様式1-1
イ 食品残さ等の利用拡大促進	別記様式1-2
ウ 飼料作物の生産・利用拡大促進	別記様式1-3
エ 地域飼料資源利用体制の整備支援	別記様式1-4
(2) 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業	
ア エコフィードの生産・利用の拡大	別記様式2-1
イ エコフィード原料集荷体制の整備	別記様式2-2
(3) マッチング・システム構築事業	別記様式3
(4) 地域未活用資源飼料化確立支援事業	別記様式4
(5) エコフィード利用畜産物認証制度構築事業	別記様式5

2 実施要綱第4の1及び2の事業については東北地方太平洋沖地震による影響を鑑み、実施要領施行後、交付決定までの間に行われた取組についても補助の対象とするものとする。

3 実施要綱第4の1の各号の事業における取組を行おうとするTMRセンターは、1の事業実施計画を提出する際、第2の1の「TMRセンター」の定義を満たすことを証明する書類（組織の定款・規約及び構成員が判るもの等）を添付するものとする。

4 実施要綱第6の4の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げる変更とし、別記様式6の事業実施計画変更承認申請書により、1に準じて生産局長又は地方農政局長等の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減

第5 国の助成

実施要綱別表1の生産局長が別に定める相当定額は、次のとおりとする。

1 地域資源活用型エコフィード増産推進事業

(1) 地域未利用資源の利用促進

補助対象経費は、本事業に直接要する別紙3の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

限度額は、350千円以内/年/1TMRセンターとする。

(2) 食品残さ等の利用拡大促進

大家畜への利用

食品残さ等の利用拡大量補助額	補助額
100ト以上200ト未満	1,450千円以内

200ト以上400ト未満	1,850千円以内
400ト以上600ト未満	2,640千円以内
600ト以上800ト未満	3,420千円以内
800ト以上	4,210千円以内

- 1 取組実施2年度目は1/2以内、3年度目は1/3以内の額とする。
- 2 食品残さ等の利用拡大量は、最低100トンとする。

中小家畜への利用

食品残さ等の利用拡大量補助額	補助額
500ト以上1,000ト未満	3,200千円以内
1,000ト以上1,500ト未満	4,720千円以内
1,500ト以上2,000ト未満	6,240千円以内
2,000ト以上	7,750千円以内

- 1 取組実施2年度目は1/2以内、3年度目は1/3以内の額とする。
- 2 食品残さ等の利用拡大量は、最低500トンとする。

(3) 飼料作物の生産・利用拡大促進

補助額：飼料作物の作付拡大面積(ha)×補助単価47千円以内/ha

- 1 取組実施2年度目は1/2以内、3年度目は1/3以内の額とする。
- 2 飼料作物の作付拡大面積は、最低1ha、最大100haとする。

(4) 地域飼料資源利用体制の整備支援

補助額：導入した機材のリース経費の取組実施期間の1/2以内

- 1 限度額は、3,000千円/年/1TMRセンターとする。
- 2 リース料は、均等払いとする。
- 3 トラクターその他の個人経営になじむ汎用作業機材は、補助対象としない。

2 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業

(1) エコフィードの生産・利用の拡大

補助額：エコフィードの増加数量1TDNkg増当たり12円以内

- 1 エコフィードの増加数量は、別紙2-1による。
- 2 取組実施2年度目は4/5以内、3年度目は3/5以内の額とする。

(2) エコフィード原料集荷体制の整備

補助額：導入した機材のリース経費の初年度の1/2以内

リース料は、均等払いとする。

3 マッチング・システム構築事業

補助対象経費は、本事業に直接要する別紙4の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

限度額は、3,000千円以内/年/マッチング協議会とする。

4 地域未活用資源飼料化確立支援事業

補助対象経費は、本事業に直接要する別紙4の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

限度額は、4,000千円以内/年/飼料化協議会とする。

5 エコフィード利用畜産物認証制度構築事業

補助対象経費は、本事業に直接要する別紙４の経費であって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

第６ 事業の実施状況の報告等

- 1 実施要綱第８の事業の実施状況の報告については、次に掲げるとおり、報告書をそれぞれ対応する期日までに、事業種類ごとに指定する様式により作成し、（１）のＡからエまでの事業については地方農政局長等に、（１）のオの事業については生産局長に、それぞれ提出して行うものとする。
 - （１）事業実施状況報告書：毎年１２月３１日にとりまとめ、１月末日まで
 - ア 地域資源活用型エコフィード増産推進事業 別紙様式７－１
 - イ 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業 別記様式７－２
 - ウ マッチング・システム構築事業 別記様式７－３
 - エ 地域未活用資源飼料化確立支援事業 別記様式７－４
 - オ エコフィード利用畜産物認証制度構築事業 別記様式７－５
 - （２）事業実績報告書：第４・四半期の末月の翌月末日まで
 - ア 地域資源活用型エコフィード増産推進事業 別紙様式８－１
 - イ 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業 別記様式８－２
 - ウ マッチング・システム構築事業 別記様式８－３
 - エ 地域未活用資源飼料化確立支援事業 別記様式８－４
 - オ エコフィード利用畜産物認証制度構築事業 別記様式８－５
- 2 １の（１）のイの事業にあつては、地域協議会は、毎月の事業実績について別記様式９の取組実施状況報告書を作成し、必要に応じ報告するものとする。なお、事業実績報告書には実施期間分の取組実施状況報告書を添付するものとする。
- 3 地域資源活用型エコフィード増産推進事業にあつては、事業実施期間が終了するまでに、事業効果（エコフィード導入によるコスト削減効果、畜産物への影響等）についての報告書を提出するものとする。
- 4 事業実施主体は、次に掲げる事項を記した帳簿を備えるとともに、その根拠となる書類等を保管しておくものとする。
 - （１）地域資源活用型エコフィード増産推進事業
 - ア 地域未利用資源の利用促進
 - （ア）会議等の年月日及び内容
 - （イ）その他必要な事項
 - イ 食品残さ等の利用拡大促進
 - （ア）食品残さ等の搬入量・飼料化量・在庫量等（作業日誌）
 - （イ）食品残さ等の排出元における事業実施初年度の前年度の食品残さ等の飼料仕向け量等
 - （ウ）食品残さ等の排出元ごとの食品残さ等の搬入量
 - （エ）食品残さ等の混合飼料への配合割合及び当該混合飼料の製造量
 - （オ）その他必要な事項
 - ウ 飼料作物の生産・利用拡大促進

- (ア) 飼料作物の作付及び収穫の面積・地図
- (イ) 飼料作物の収集量及び在庫量
- (ウ) 飼料作物の混合飼料への配合割合及び当該混合飼料の製造量
- (エ) その他必要な事項
- エ 地域飼料資源利用体制の整備支援
 - (ア) 導入した機材の作業内容・作業時間等（作業日誌）
 - (イ) その他必要な事項
- (2) 流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業
 - ア 食品残さ飼料化事業者段階
 - (ア) 受入原料の搬入量・在庫量（月ごと）
 - (イ) エコフィードの生産量・販売量・在庫量（月ごと）
 - イ 配合飼料メーカー段階
 - (ア) エコフィードの取引先別（構成員内及び員外ごと）購入量・使用量・在庫量
 - (イ) エコフィード使用の配合飼料の生産量・販売量・販売先・在庫量

第7 その他

- 1 生産局長及び地方農政局長等は、この要領に定めるもののほか、本事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

なお、施行日前に受理された事業実施計画等については、従前の例による。

食品残さ等の利用拡大促進の要件等

1 利用拡大量の算出

(1) 基準数量

基準数量は、TMRセンターが取組実施初年度の前年度に利用（搬入）した食品残さ等の数量（ト）とする。

(2) 利用数量

利用数量は、TMRセンターが取組実施年度に利用（搬入）した食品残さ等の数量とし、次により区分するものとする。

- ・ 利用数量 A : 利用数量のうち、取組実施初年度の前年度に飼料に仕向けられず、取組実施年度に飼料に仕向けられた数量（ト）
- ・ 利用数量 B : 利用数量のうち、取組実施初年度の前年度に飼料に仕向けられた（又は仕向け用途の区分が不明であった）数量（ト）

(3) 利用拡大量

本則第 5 の 1 の (2) に定める食品残さ等の利用拡大量の対象となる数量（以下「利用拡大量」という。）は、次により算出した数量（ト）とする。ただし、利用拡大量は、大家畜に利用する場合は最低 100 トンとし、中小家畜に利用する場合は最低 500 トンとする。また、大家畜と中小家畜の両方に利用する場合は、中小家畜への利用とみなす。

: (利用数量 A + 利用数量 B) - 基準数量
: 利用数量 A

利用拡大量（ト）: 又は のいずれか少ない量

飼料作物の生産・利用拡大促進の要件等

1 事業の前提条件

TMRセンターは、次のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 実施要綱第4の1の(2)の事業(食品残さ等の利用拡大促進)における取組を行うものであること。
- (2) (1)に該当しない場合は、別紙1-1の1の(1)の基準数量又は取組実施初年度における利用数量に該当する食品残さ等の利用(搬入)数量が100トンを超え、かつ、今後もその利用が継続されるものであること。

2 作付面積の定義

3の作付面積は、牧草、青刈りとうもろこし等の飼料作物を生産(作付)する耕地の面積のうち、次の要件を満たすものとする。なお、事業実施年度中の耕地の重複は認められない。

- (1) TMRセンターが自ら製造する混合飼料の原料として利用する目的で生産(作付)する飼料作物に係る耕地の面積であること(外部から作付、収穫等を委託されたものを除く。)。
- (2) 年1回以上の収穫が行われ、かつ、その内容(作付地図、作付体系、収穫の記録等)が分かる書類等が保管されている耕地の面積であること。
- (3) 永年牧草地等の場合は、収穫が行われた耕地の面積であること。

3 作付拡大面積の算出

(1) 基準面積

基準面積は、TMRセンターが取組実施初年度の前年度に生産(作付)した飼料作物の作付面積(ha)とする。

(2) 実施面積

実施面積は、TMRセンターが取組実施年度に生産(作付)した飼料作物の作付面積(ha)とする。

(3) 作付拡大面積

本則第5の1の(3)に定める飼料作物の作付拡大面積の対象となる面積(以下「作付拡大面積」という。)は、次により算出した面積(ha)とする。

ただし、作付拡大面積は、最低1ha、最大100haとする。また、小数点第2位以下は切捨てとする。

$$\text{作付拡大面積(ha)} = \text{実施面積} - \text{基準面積}$$

4 補助金の返還

本事業を1の(2)の条件により実施する場合において、TMRセンターによる食品

残さ等の利用（搬入）数量が、取組実施年度ごとに100トンを超えなかったときは、TMRセンターは、その旨を速やかに地方農政局長等に報告するとともに、次により算出した補助金返還額を国に返還しなければならない。

$$\begin{aligned} \text{補助金返還額} &= \text{飼料作物の生産・利用拡大促進に係る補助額} \\ &\quad \times (100\text{トン} - \text{利用数量}) \\ &\quad \div 100\text{トン} \end{aligned}$$

地域飼料資源利用体制の整備支援の要件等

1 事業の前提条件

TMRセンター及びリースの対象となる機材（以下「リース導入機材」という。）は、次の条件を満たすものとする。

TMRセンターの条件	リース導入機材の条件
<p>実施要綱第4の1の(2)の事業（食品残さ等の利用拡大促進）又は同(3)の事業（飼料作物の生産・利用拡大促進）における取組を行うものであること。</p>	<p>の取組を達成するために必要なものであること。 ただし、トラクターその他の個人経営になじむ汎用作業機械等は、補助対象としない。</p>
<p>の取組数量が、本則第4の1の(1)のイの事業実施計画書（別記様式第1-2）又は同のウの事業実施計画書（別記様式第1-3）における取組実施3年度の「利用拡大量」又は「作付拡大面積」の計画量の7割を越えるものであること。</p>	

2 リース契約の締結

- (1) TMRセンターは、見積り競争によりリース予定業者を選定した上で、本則第4の1の(1)のエの事業実施計画書（別記様式第1-4）を作成し、地方農政局等に提出するものとする。
- (2) TMRセンターは、本則第4の1により事業実施計画の承認を受けた後に、リース業者とリース契約を締結するものとする。

3 リース導入機材の設置

- (1) TMRセンターは、リース導入機材を設置する際に、設置の経緯が分かる書類等（設置場所周辺の写真、搬入・設置時の写真等）を作成し、適切に保管するものとする。
- (2) TMRセンターは、リース導入機材の設置が終了した後、速やかに、事業実施計画書（別記様式第1-4）に準じて地域飼料資源利用体制整備報告書を作成し、(1)の写しを添付し、地方農政局等に提出するものとする。

4 補助金の返還

TMRセンターによる1の の取組数量が、取組実施年度ごとに1の の水準（以下「最低達成水準」という。）を越えなかったときは、その旨を速やかに地方農政局長等

に報告するとともに、次により算出した補助金返還額を国に返還しなければならない。

ただし、「食品残さ等利用拡大促進計画書」（別記様式 1 - 2）及び「飼料作物生産・利用拡大促進計画書」（別記様式 1 - 3）の両事業実施計画により地域飼料資源利用体制の整備をした場合にあっては、各計画ごとに算出した返還額のうちいずれか大きい方を返還するものとする。

$$\begin{aligned} \text{補助金返還額} &= \text{地域飼料資源利用体制の整備支援に係る補助額} \\ &\quad \times (\text{最低達成水準} - (\text{利用拡大量又は作付拡大面積})) \\ &\quad \div \text{最低達成水準} \end{aligned}$$

エコフィードの生産・利用の拡大の要件等

1 エコフィードの数量の単位

エコフィードの数量の単位についてはTDNkgとする。その算出方法については原則として実測値とする。ただし、以下による場合はこの限りではない。

(1) 単体原料の場合

単体の食品残さをエコフィードの原料として加工する場合

「日本標準飼料成分表」等の成分分析表からの推計

分光光度計を用いた簡易分析による推定

(ただし、分光光度計の検量線は、(社)日本科学飼料協会が提供するものを利用するものに限る。)

(2) 複数原料が混入する場合

複数の食品残さをエコフィードの原料として加工する場合は、分光光度計を用いた簡易分析による推定値を用いることとする。(ただし、分光光度計の検量線は、(社)日本科学飼料協会が提供するものに限る。)

2 エコフィードの基準数量の算定

(1) エコフィードの増加数量の基準となる数量(以下「基準数量」という。)は、配合飼料メーカーにおいて配合飼料又は混合飼料(以下「配合飼料等」という。)中に使用されたエコフィードの数量のうち、事業実施年度の前年又は過去3年の平均のいずれが多い方とする。なお、当該エコフィードの数量は、地域協議会を形成する食品残さ飼料化業者以外を含むすべてのエコフィードとする。

なお、過去の実績については、地域協議会の構成員である食品残さ飼料化業者から受け入れ使用した数量(「基準数量A」分)と地域協議会の構成員ではない食品残さ飼料化業者から受け入れ使用した数量(「基準数量B」分)とをそれぞれ区別し決定するものとする。

(2) 過去の実績について、使用したエコフィードのTDN量が不明の場合、単体原料については「日本標準飼料成分表」等の成分分析表からの推計を行うものとし、複数原料が混入する場合については、事業により使用する予定のエコフィードのTDN量を用いて推計するものとする。

(3) 基準数量は、事業年度毎に(1)と同様の方法で見直しを行うものとする。ただし、基準数量が前年度より減じる場合は、基準数量は前年度のまま据え置くものとする。

また、事業年度の途中から事業に参加した地域協議会の基準数量については、事業実施月と同じ月数に換算するものとする。

3 エコフィードの増加数量の算定方法

当該事業年度において、構成員である配合飼料メーカーが配合飼料等の原料として使用し、販売したエコフィード相当量のうち、以下により算定した量(以下「増加数量」

という。)について、補助金の交付対象とする。

(1) 「エコフィード相当量」 - (「基準数量A」 + 「基準数量B」)

(2) 「協議会内のエコフィード相当量」 - 「基準数量A」

増加数量(交付対象) : (1)又は(2)のいずれか少ない量

4 補助対象額の算定

補助金は、3で算出された増加数量に対し、1TDNkgあたり12円を上限に予算の範囲内で配分するものとする。

エコフィード原料集荷体制の整備の要件等

1 事業の前提条件

実施要綱第 4 の 2 の (2) の地域協議会の取組 (エコフィード原料集荷体制の整備) の助成の対象となる機材は、実施要綱第 4 の 2 の (1) の地域協議会の取組 (エコフィードの生産・利用の拡大) の目標を達成するために必要な、エコフィード原料 (食品残さ等) を収集・加工するために必要な機材とする。

2 リース契約の締結

- (1) 地域協議会は、見積り競争によりリース予定業者を選定した上で、本則第 4 の 1 の (2) のイの事業実施計画書 (別記様式 2 - 2) を作成し、地方農政局等に提出するものとする。
- (2) 地域協議会は、本則第 4 の 1 により事業実施計画の承認を受けた後に、リース業者とリース契約を締結するものとする。

3 リース導入機材の設置

- (1) 地域協議会は、リース導入機材を設置する際に、設置の経緯が分かる書類等 (設置場所周辺の写真、搬入・設置時の写真等) を作成し、適切に保管するものとする。
- (2) 地域協議会は、リース導入機材の設置が終了した後、速やかに、事業実施計画書 (別記様式 2 - 2) に準じてエコフィード原料集荷体制整備報告書を作成し、(1) の写を添付し、地方農政局等に提出するものとする。

4 補助金の返還

地域協議会による実施要綱第 4 の 2 の (1) の増産数量が、達成すべき増産数量 (事業実施期間内での増産を計画した量の 8 割) の 7 割の量を超えなかったときは、その旨を速やかに地方農政局等に報告するとともに、次により算出した補助金返還額を国に返還しなければならない。

$$\begin{aligned} \text{補助金返還額} &= \text{エコフィード原料集荷体制の整備支援に係る補助額} \\ &\times (\text{達成すべき増産数量の 7 割} - \text{実績数量}) \\ &\div \text{達成すべき増産数量の 7 割} \end{aligned}$$

地域協議会の特認要件

1 地域協議会の構成要件の方針

本事業においては、エコフィードの増加数量について客観的に証明されることが極めて重要である。このため、食品残さの飼料化から家畜への給与までを一環で行っている経営等についてはその確保が困難と見込まれる。

しかしながら、事業の目的はエコフィードの拡大・増産であり、これらの取組を排除するものではないことから、次の項目を満たす場合、地域協議会の構成を認めるものとする。

2 対象要件

- (1) 当該取組におけるエコフィードの利用形態のモデル性が高く、地域の畜産農家等に対し、その取組を広く実証展示することを計画又は実践していること。
- (2) 地方公共団体が構成員として参加し、エコフィード使用の飼料の製造、給与の実証及びエコフィードの増産数量についての審査・監視部門の役割を担うことについて合意形成がされていること。
- (3) 当該取組について、事業者が所在する都道府県知事が適当と認めるもの。

補助対象経費について

1 事業費

費目	内容	備考
会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	切手は物品受払簿で管理すること
借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費	
印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	
消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	消耗品は物品受払簿で管理すること
データ処理・分析費	事業を実施するために直接必要なデータの処理・分析に費用な人件費	実施要綱第4の2の事業にあつては、マッチング調整のための人件費、実施要綱第4の3の事業にあつては、専門技術者によるエコフィードの製造・利用のための指導費を含む

2 旅費

費目	内容	備考
委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	

調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査等の実施に必要な経費	実施要綱第4の4の事業にあつては、研修会の開催に必要な旅費を含む
------	---	----------------------------------

3 謝金

費目	内容	備考
謝金	事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること

4 委託費

費目	内容	備考
委託費	本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が協議会の場合、構成員を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする ・補助金の額の50%未満とすること ・事業そのものまたは、事業の根幹を成す業務の委託は認めない ・協議会内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る

5 役務費

費目	内容	備考
試験・分析費	事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を行う経費	

6 雑役務費

費目	内容	備考
会議費	事業を実施するために直接必要な会議を開催する際の茶菓代の経費	会議におけるお茶・コーヒー等簡素なものに限る
手数料	事業を実施するために直接必要な	

	謝金等の振り込み手数料	
印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

7 事業推進費

費目	内容	備考
事業推進事務費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う取組に対する事務にかかる人件費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 支払いが翌年度となる場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

年 月 日

(農政事務所経由)
農政局長 殿

TMRセンター名称
代表者氏名

印

平成 年度地域未利用資源利用計画書

エコフィールド緊急増産対策実施要領第4の1の(1)のアの規定に基づき、地域未利用資源の利用促進の実施について、下記のとおり申請します。

記

1 TMRセンターの概要

- (1) 名称及び代表者：
- (2) 住所及び連絡先：
- (3) 取組の概要：

2 取組の計画

単位：額（千円）

対象活動等	支出 費目	員数	単価	事業費	備 考
	計				

- (注) 1 別途、TMRセンターの構成員の名簿（名称、住所、職種等を記載）を添付すること。
- 2 TMRセンターが2部作成し、1部を地方農政局長等に提出し、1部は控えとする。
- 3 TMRセンターの代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

(農政事務所経由)
農政局長 殿T M R センター名称
代表者氏名

印

平成 年度食品残さ等利用拡大計画書

エコフィールド緊急増産対策実施要領第4の1の(1)のイの規定に基づき、食品残さ等の利用拡大促進の実施について、下記のとおり申請します。

記

1 T M R センターの概要

- (1) 名称及び代表者 :
- (2) 住所及び連絡先 :
- (3) 取 組 の 概 要 :

2 食品残さ等混合飼料の概要

- (1) 食品残さ等混合飼料の製造方法
 - ・混合飼料の種類 :
 - ・製造方法 :
- (2) 食品残さ等混合飼料の利用農家
 - ・利用農家戸数 (対象畜種) :
 - ・利用家畜頭数 (常時飼養頭数) :

3 食品残さ等の利用拡大計画

単位 : トン (現物重量)

取組実施年度	基準 数量	利用 数量	利用拡大量	備 考
初年度 (平成 年度) 2年度目 (平成 年度) 3年度目 (平成 年度)				

- 1 3年間の利用拡大計画を作成し、事業年度毎に計画を見直すこと。
- 2 別途、基準数量の根拠となる書類 (原料の配合及び製造の記録等) を添付すること。
- 3 利用拡大量の根拠となる書類 (食品残さ供給先及び食品残さの種類、飼料化見込み量等) を添付すること。

- (注) 1 別途、T M R センターの構成員の名簿 (名称、住所、職種等を記載) を添付すること。
- 2 T M R センターが2部作成し、1部を地方農政局長等に提出し、1部は控えとする。
 - 3 T M R センターの代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(農政事務所経由)
農政局長 殿

TMRセンター名称
代表者氏名

印

平成 年度飼料作物生産・利用拡大計画書

エコフィールド緊急増産対策実施要領第4の1の(1)のウの規定に基づき、飼料作物の生産・利用拡大促進の実施について、下記のとおり申請します。

記

- 1 TMRセンターの概要
 - (1) 名称及び代表者：
 - (2) 住所及び連絡先：
 - (3) 取組の概要：
- 2 飼料作物等混合飼料の概要
 - (1) 飼料作物等混合飼料の製造方法
 - ・混合飼料の種類：
 - ・製造方法：
 - (2) 飼料作物等混合飼料の利用農家
 - ・利用農家戸数(対象畜種)：
 - ・利用家畜頭数(常時飼養頭数)：
- 3 飼料作物の生産・利用拡大計画

単位：ha

取組実施年度	基準面積	利用面積	作付拡大面積	備考 (草種・面積)
初年度(平成 年度)				
2年度目(平成 年度)				
3年度目(平成 年度)				

- 1 3年間の生産・利用拡大計画を作成し、事業年度毎に計画を見直すこと。
- 2 別途、基準面積及び当該事業年度の実施面積の根拠となる書類(作付地図等)を添付すること。
- 3 面積は、小数点第1位まで(2位以下は切捨て)記載すること。
- 4 実施要綱第4の1の(2)の事業(食品残さ等の利用拡大促進)における取組を行わない場合は、別途、食品残さ等を100ト以上利用している(又は利用する計画である)ことを示す書類を添付すること。

- (注) 1 別途、TMRセンターの構成員の名簿(名称、住所、職種等を記載)を添付すること。
- 2 TMRセンターが2部作成し、1部を地方農政局長等に提出し、1部は控えとする。
 - 3 TMRセンターの代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(農政事務所経由)
農政局長 殿

TMRセンター名称
代表者氏名

印

平成 年度地域飼料資源利用体制整備計画書

エコフィールド緊急増産対策実施要領第4の1の(1)のエの規定に基づき、地域飼料資源利用体制の整備の実施について、下記のとおり申請します。

記

1 地域飼料資源利用体制の整備計画

2 リース導入機材

単位：額（千円）

リース導入機材の名称	規格	数量	リース単価	事業費	設置場所の名称	リース契約予定業者	備考
計（税抜）							
助成金額（計の1/2）							

- 1 単価及び金額は、1年分のリース料を記載すること。
- 2 リース契約は、見積り競争により実施することとし、別途、見積書の写しを添付すること。

- (注) 1 TMRセンターが2部作成し、1部を地方農政局長等に提出し、1部は控えとする。
- 2 TMRセンターの代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(農政事務所経由)
農政局長 殿

地域協議会名
代表者氏名 印

エコフィード生産・利用拡大計画書

エコフィード緊急増産対策実施要領第4の1の(2)のアの規定に基づき、エコフィードの生産・利用拡大の実施のため、下記のとおり申請します。

記

1 地域協議会

地域協議会名称	代表者氏名	住所	連絡先

2 地域協議会の構成員

名称又は氏名	住所又は所在地	連絡先電話番号	備考
(1) 食品残さ飼料化業者			
(2) 配合飼料メーカー			
(3) その他			

代表者の所属する名称又は氏名の前には を記入すること。

3 エコフィード増産計画 (配合飼料)

数量の単位：TDNkg

事業年度	基準数量 (A)	エコフィード [*] 生産数量 (B)	エコフィード [*] 使用数量 (C)	配合飼料 への配合 率(%)	増産数量 (D)=(C)-(A)
初年度(平成 年度)					
2年目(平成 年度)					
3年目(平成 年度)					

- 1 基準数量は、実施要領別紙1の2により算出し、その根拠を添付すること。(2年目以降の基準数量は、初年度の増産計画数量を勘案した計画とすること)
- 2 エコフィード増加数量は、実施要領別紙1の3における増加数量の計画を記載すること。

- (注) 1 地域協議会が2部作成し、1部を地方農政局長等に提出し、1部は控えとする。
2 地域協議会の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(農政事務所経由)
農政局長 殿

地域協議会名
代表者氏名

印

エコフィード原料集荷体制整備計画書

エコフィード緊急増産対策実施要領第4の1の(2)のイの規定に基づき、エコフィード原料の集荷体制整備の実施について、下記のとおり申請します。

記

1 拡大計画の内容

2 整備機器

地域協議会構成員(食品残さ飼料化業者)名称:

機器の名称	規格	数量	単価	金額	設置場所の名称	リース契約 予定業者	備 考
計(税込)							
補助金額(計の1/2)							

- 1 地域協議会の構成員である食品残さ飼料化業者において、複数の者が集荷体制の整備を計画する場合は、食品残さ飼料化業者毎に整備機器の内容について取りまとめ、最後に合計の金額を記載すること。
- 2 単価及び金額は、1年分のリース料を記入すること。
- 3 リース契約は見積競争を実施することとし、別途写しを添付すること。

- (注) 1 地域協議会が2部作成し、1部を地方農政局長等に提出し、1部は控えとする。
2 地域協議会の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

(農政事務所経由)
農政局長 殿

所 在 地
マッチング協議会名称
代 表 者 氏 名

印

マッチング・システム構築計画書

エコフィールド緊急増産対策実施要領第4の1の(3)の規定に基づき、マッチング・システム構築事業の実施について、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 マッチング協議会の概要等
 - (1) 概要及び活動実績
 - (2) 構成員
 - 名称及び代表者
 - 住所及び連絡先
 - 取組の概要
 - 構成員名簿

団体等名称	業種	氏名	所属・役職	主な業務内容

- 3 事業の内容(計画)
- 4 事業実施により期待される効果
- 5 事業費(積算)

対象活動等	内容(費目)	事業量	単価	事業費	備考
	計				

- 6 その他

(注) 1 マッチング協議会が2部作成し、1部を地方農政局長等に提出し、1部は控えとする。
 2 マッチング協議会の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式 4

年 月 日

(農政事務所経由)
農政局長 殿

所在地
飼料化協議会名称
代表者氏名 印

地域未活用資源飼料化計画書

エコフィールド緊急増産対策実施要領第4の1の(4)の規定に基づき、地域未活用飼料化確立支援事業の実施について、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 飼料化協議会の概要等
 - (1) 概要及び活動実績
 - (2) 構成員
 - 名称及び代表者
 - 住所及び連絡先
 - 取組の概要
 - 構成員名簿

団体等名称	業種	氏名	所属・役職	主な業務内容

- 3 事業の内容(計画)
- 4 事業実施により期待される効果
- 5 事業費(積算)

対象活動等	内容(費目)	事業量	単価	事業費	備考
	計				

- 6 その他

(注) 1 飼料化協議会が2部作成し、1部を地方農政局長等に提出し、1部は控えとする。
2 飼料化協議会の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名称
代表者氏名

印

エコフィールド利用畜産物認証制度構築計画書

エコフィールド緊急増産対策実施要領第4の1の(5)の規定に基づき、エコフィールド利用畜産物認証制度構築事業の実施について、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 団体の内容
- 3 事業の内容(計画)
- 4 事業実施により期待される効果
- 5 事業費(積算)

取組区分等	内容(費目)	事業量	単価	事業費	備考
	計				

- 6 その他

- (注) 1 団体が2部作成し、1部を生産局長に提出し、1部は控えとする。
2 団体の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式 6

年 月 日

(農政事務所経由)
農政局長 殿

実施要綱別表 1 の 5 の事業にあつては、
農林水産省生産局長。

所 在 地
団 体 名 称
代 表 者 氏 名

印

平成 年度事業実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 生畜第 号により計画承認のあつた平成 年度エコフィード
緊急対策事業(事業)について、下記のとおり変更したいので、承認されたく、エコ
フィード緊急対策事業実施要領第 4 の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 . 変更内容
- 2 . 変更理由
- 3 . 変更後の計画書
別紙のとおり

(注) 記の記載様式は、別記様式第 1 号に準ずること。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更理由」に読み替え、計画承認
により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分と
を容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に
記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略することができる。

また、添付書類については、計画承認申請書に添付したのから変更があつたもの
に限り添付すること。

年 月 日

(農政事務所経由)
農政局長 殿TMRセンター名
代表者氏名

印

事業実施状況報告書 (総括表) (平成 年 月 ~ 平成 年 月)
(地域資源活用型エコフィード増産推進事業)

エコフィード緊急増産対策実施要領第6の1の(1)のアの規定に基づき、事業実施状況の総括表について、下記のとおり報告します。

記

1 地域未利用資源の利用促進

単位：額(千円)

対象活動等	支出項目	事業費	執行率	備考
合 計			%	(交付決定額 :)

2 食品残さ等の利用拡大促進

単位：量(トン)、率(%)

基準数量	利用数量		利用拡大量			備考
	A	B	計画	実績	達成率	

3 飼料作物の生産・利用拡大促進

単位：量(ha)、率(%)

基準面積	実施面積	作付拡大量			備考
		計画	実績	達成率	

4 地域飼料資源利用体制の整備支援

単位：率(%)

リース導入機材の名称	導入機材数			備考
	計画	実績	達成率	

(注) 1 TMRセンターが2部作成し、1部を農政局長等に提出し、1部は控えとする。
2 TMRセンターの代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別記様式 7 - 2
(農政事務所経由)
農政局長 殿

地域協議会名
代表者氏名

印

事業実施状況報告書 (総括表) (平成 年 月 ~ 平成 年 月)
(流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業)

エコフィード緊急増産対策実施要領第 6 の 1 の (1) のイの規定に基づき、事業実施状況の総括表について、下記のとおり報告します。

記

1 エコフィード生産・利用拡大

基準数量 (TDNkg)			エコフィード相当数量 (TDNkg)			備考
協議会内	協議会外	計	協議会内	協議会外	計	
						平成 年 月 ~ 平成 年 月分計

2 エコフィード原料集荷体制整備

単位：率 (%)

リース導入機材の名称	導入機材数			備考
	計画	実績	達成率	

- (注) 1 地域協議会が 2 部作成し、1 部を農政局長等に提出し、1 部は控えとする。
2 地域協議会の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(農政事務所経由)
農政局長 殿

マッチング協議会名
代表者氏名

印

事業実施状況報告書 (総括表) (平成 年 月 ~ 平成 年 月)
(マッチング・システム構築事業)

エコフィールド緊急増産対策実施要領第 6 の 1 の (1) のウの規定に基づき、事業実施状況の総括表について、下記のとおり報告します。

記

1 マッチング・システム構築事業実施状況

対象活動等	内容 (費目)	事業費	執行率	備 考
合計			%	(交付決定額 :)

- (注) 1 マッチング協議会が 2 部作成し、1 部を地方農政局長等に提出し、1 部は控えとする。(期限 : 事業実施四半期の最終月の翌月末まで)
2 マッチング協議会の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

(農政事務所経由)
農政局長 殿

飼料化協議会名
代表者氏名

印

事業実施状況報告書 (総括表) (平成 年 月 ~ 平成 年 月)
(地域未活用資源飼料化確立支援事業)

エコフィールド緊急増産対策実施要領第 6 の 1 の (1) のエの規定に基づき、事業実施状況の総括表について、下記のとおり報告します。

記

1 地域未活用資源飼料化確立支援事業実施状況

支出区分	内容 (費目)	事業費	執行率	備 考
	合計		%	(交付決定額 :)

- (注) 1 飼料化協議会が 2 部作成し、1 部を地方農政局長等に提出し、1 部は控えとする。(期限 : 事業実施四半期の最終月の翌月末まで)
2 飼料化協議会の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

団 体 名
代表者氏名

印

事業実施状況報告書（総括表）（平成 年 月～平成 年 月）
（エコフィード利用畜産物認証制度構築事業）

エコフィード緊急増産対策実施要領第6の1の(1)のオの規定に基づき、事業実施状況の総括表について、下記のとおり報告します。

記

1 エコフィード利用畜産物認証制度の検討状況

支出区分	内容（費目）	事業費	執行率	備 考
合計			%	（交付決定額： ）

（注）1 団体が2部作成し、1部を生産局長に提出し、1部は控えとする。（期限：事業実施四半期の最終月の翌月末まで）

2 団体の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(農政事務所経由)
農政局長 殿

TMRセンター名
代表者氏名

印

事業実績報告書 (平成 年度)
(地域資源活用型エコフィード増産推進事業)

エコフィード緊急増産対策実施要領第6の1の(2)のアの規定に基づき、事業実施状況の総括表について、下記のとおり報告します。

記

1 地域未利用資源の利用促進

単位：額（千円）

対象活動等	支出費目	員数	単価	事業費	備考
合 計					

2 食品残さ等の利用拡大促進

単位：量（トン）、率（％）

基準数量	利用数量		利用拡大量		備考
	A	B	計画	実績	

3 飼料作物の生産・利用拡大促進

単位：量（ha）、率（％）

基準面積	実施面積	作付拡大面積		備考
		計画	実績	

4 地域飼料資源利用体制の整備支援

単位：額（千円）

導入機材名	数量	単価	事業費	備考
計（税抜）				
助成金額（計の1 / 2）				

(注) 1 TMRセンターが2部作成し、1部を農政局長等に提出し、1部は控えとする。
2 TMRセンターの代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(農政事務所経由)
農政局長 殿

地域協議会名
代表者氏名

印

事業実績報告書 (平成 年度)
(流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業)

エコフィード緊急増産対策実施要領第6の1の(2)のイの規定に基づき、事業実績報告書について、下記のとおり報告します。

記

1 エコフィード生産・利用拡大

基準数量 (TDNkg)			エコフィード相当数量 (TDNkg)			増加数量 (TDNkg) [{(c)+(d)} - {(a)+(b)} 又は (c)-(a)のいずれか少ない量]
協議会内 (a)	協議会外 (b)	計	協議会内 (c)	協議会外 (d)	計	

2 エコフィード原料集荷体制整備

導入機材名	数量	単価	事業費	備考
計 (税抜)				
助成金額 (計の 1 / 2)				

3 集荷体制整備実績報告書

実施要綱第3の1の(3)の事業の実績がある場合は、別記様式2-2のエコフィード原料集荷体制整備計画書に準じて作成したエコフィード原料集荷体制整備報告書、設置の経緯の分かるもの(当該機器を設置する場所周辺、当該機器等の搬入・設置時の写真等)を地域協議会に提出させ、添付するものとする。

- 注) 1 地域協議会が2部作成し、1部を農政局長等に提出し、1部は控えとする。(期限:事業実施年度の最終月の翌月末まで)
2 地域協議会の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(農政事務所経由)
農政局長 殿

マッチング協議会名
代表者氏名

印

事業実績報告書 (平成 年度)
(マッチング・システム構築事業)

エコフィールド緊急増産対策実施要領第6の1の(2)のウの規定に基づき、実績報告書について、下記のとおり報告します。

記

1 事業の目的及び概要 (実績)

2 事業の成果

成果物等がある場合は添付すること。

3 事業費 (実績)

対象活動等	内容 (費目)	事業費	執行率	備考
合計			%	(交付決定額 :)

別途、事業費の細目を作成し、添付すること。

(注) 1 マッチング協議会が2部作成し、1部を地方農政局長等に提出し、1部は控えとする。(期限：事業実施四半期の最終月の翌月末まで)

2 マッチング協議会の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

(農政事務所経由)
農政局長 殿

飼料化協議会名
代表者氏名

印

事業実績報告書 (平成 年度)
(地域未活用資源飼料化確立支援事業)

エコフィード緊急増産対策実施要領第6の1の(2)のエの規定に基づき、事業実績報告書について、下記のとおり報告します。

記

1 事業の目的及び概要 (実績)

2 事業の成果

成果物等がある場合は添付すること。

3 事業費 (実績)

支出区分	内容 (費目)	事業費	執行率	備考
合計			%	(交付決定額 :)

別途、事業費の細目を作成し、添付すること。

- (注) 1 飼料化協議会が2部作成し、1部を地方農政局長等に提出し、1部は控えとする。(期限：事業実施四半期の最終月の翌月末まで)
2 飼料化協議会の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

団 体 名
代表者氏名

印

事業実績報告書（平成 年度）
（エコフィード利用畜産物認証制度構築事業）

エコフィード緊急増産対策実施要領第6の1の(2)のオの規定に基づき、事業実績報告書について、下記のとおり報告します。

記

1 事業の目的及び概要（実績）

2 事業の成果

成果物等がある場合は添付すること。

3 事業費（実績）

支出区分	内容（費目）	事業費	執行率	備 考
合計			%	（交付決定額： ）

別途、事業費の細目を作成し、添付すること。

- （注）1 団体が2部作成し、1部を生産局長に提出し、1部は控えとする。（期限：事業実施四半期の最終月の翌月末まで）
2 団体の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(農政事務所経由)
農政局長 殿

地域協議会名
代表者氏名

印

取組実施状況報告書 (平成 年 月分)

エコフィード緊急増産対策実施要領第 6 の 2 の規定に基づき、下記の通り取組実施状況報告書を提出します。

記

1 配合飼料メーカーが使用・販売した配合飼料中のエコフィードの数量

(1) 地域協議会内の取組

食品残さ飼料化業者名称	エコフィードの数量 (TDNkg)									備考
	品目	品目	品目	品目	品目	品目	品目	品目	品目	
小 計 (TDNkg)										
合 計 (TDNkg) (A)										

(2) 地域協議会外の取組

食品残さ飼料化業者名称	エコフィードの数量 (TDNkg)									備考
	品目	品目	品目	品目	品目	品目	品目	品目	品目	
小 計 (TDNkg)										
合 計 (TDNkg) (B)										

2 エコフィード配合飼料の内容

単位：TDNkg

食品残さ飼料化業者名称	エコフィードの使用数量			配合飼料の製造数量	エコフィード率	配合飼料の販売数量			備考
	協議会内 (A)	協議会外 (B)	合計			エコフィード相当数量			
						(A)相当	(B)相当	合計	

(注) 1 地域協議会が 2 部作成し、1 部を農政局長等に提出し、1 部は控えとする。
2 地域協議会の代表者氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。